



22川人委調第496号

平成23年3月15日

川崎市議会

議長 潮田 智信 様

川崎市人事委員会

委員長 平林 武 幸



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

平成23年3月11日付け22川議議第977号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第65号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一定の非常勤職員について育児休業をすることができることとされたこと等に伴い、非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるために改正するものであり、異議はありません。